



# 来週の投資戦略 (3/24-28)

## 権利落ち日～「相互関税」日まで

2025年3月23日

小松 徹

### 注目事項 – 見所

- 3月25日、日銀金融政策議事要旨 – 利上げの議論は？
- 3月28日、3月の東京都区部消費者物価指数(生鮮を除く) – 前年比+2.5%？
- 3月28日、米国2月の消費支出(PCEデフレーター) – 前年比+2.5%？、コア+2.7%？

### 株式市場見通し

先週のわが国の株式市場は月曜日に商社株が、火曜日に防衛関連株が、金曜日に銀行株が火を噴いた。それぞれ材料があり、3月末の配当取りも目前だ。配当の権利は来週27日木曜日に保有すればよい。ところが、その4営業日後4月2日にトランプ米大統領の言う「相互関税」が発表される。泰然自若の精神で長期投資するもの以外は一度売り抜けたいか、すでに何らかのヘッジをしよう。したがって、権利落ち日の28日金曜日から4月2日までは配当分以上の下落となる。誰も「相互関税」の中身が分からない。自動車に関税をかけていないわが国が他国と同じ関税になる(ラトニック商務長官)など、理屈抜きの何が飛び出すか分からない。

3月9日付けKPA週報で「日経225、Xを気にしない」と書いた。マスコミは日経225しか報道しないので、一般投資家は市場が大きく崩れた印象を持っている。だが、TOPIXは過去1カ月で2.9%上昇しており、日経225が1.5%下落したのとは真逆だ。その差は4.4%あり、3カ月では6.6%だ。銀行などの割安株、(高)配当株が好まれたのに対して、値がさ半導体株などが敬遠されたせいだ。こうした動きが変化するか、配当権利落ち日と「相互関税」発表日が大切になる所以だ。

さて、3月第2週の投資家別売買状況で、海外投資家が80百億円も現物市場で売り越したことが分かった。その週の火曜日に市場は一時大きく下げたが、証券会社が自己部門で買い越したので、市場は戻った。残念ながら、この時個人投資家も小幅に売り越した。この週は米国市場でトランプ関税に対する報復関税で米国市場が続落、グローバル投資家は自動的にわが国の株も売ったようだ。証券会社は先物市場で現物市場の買い越しの3割程度しか売り越していないので、そのポジションは温存されている。彼らも3月期末決算を迎えるので、配当権利落ち後に早々と売却するのではなかろうか。

最後に、来週の注目事項について。わが国では火曜日に1月の日銀の金融政策決定会合の議事要旨が発表される。利上げに関する議論はどうだったか。金曜日に発表の3月の東京都区部消費者物価指数(生鮮を除く)は前年比+2.5%と予想されている。電気料金の補助のおかげで低く見える。欧米では月曜日に3月の製造業購買担当者景気指数(PMI)が発表される。独米とも50以上が予想されている。火曜日発表の2月の米国の新築住宅販売件数が前月比+3.5%と予想されている。金曜日発表の米国の2月のPCEデフレーターは前年比+2.5%、コアで+2.7%と落ち着いた数字となるか。

### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。

©2000–2025 Komatsu Portfolio Advisors Co., Ltd. All rights reserved.